

障がいのある学生への支援に関する基本方針

令和5年4月1日制定

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神である愛の精神の実践のもと、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」あるいは「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」等を尊び、障害を理由とする差別の解消を推進しその修学を支援することを目的とし、障がいのある学生への支援に関する方針を定めます。

1. 基本的考え方

建学の精神である「全てのものに対する慈しみの心と生命を大切にする「愛の精神」の実践」に則り、学生の障がいの有無による分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重し合い、学修できる環境を整備し、機会の確保に努め、障がいのある学生が自律的に社会で活躍する人材へと成長できるよう支援します。

2. 合理的配慮の提供

障がいのある学生から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合には、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、当該学生の権利利益が侵害されることのないよう、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮に努めます。

3. 施設設備の支援

障がい学生の有無に関わらず、全ての学生がキャンパスのどこにおいてもお互いに学び合える環境を目指し、キャンパスの整備に努めます。

4. 学内理解の促進

神奈川歯科大学の教職員・学生が、障がいに対する理解を深め、障がいのある学生に対して適切に対応できるよう、理解の促進に努めます。